

医療情報システム更改業務審査委員会設置要領

(設置)

第1条 医療情報システム更改業務について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、医療情報システム更改業務審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 技術提案等の審査及び候補者の特定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はシステム管理者である副委員長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 診療部長
- (4) 診療部統括副部長
- (5) 診療部参事
- (6) 手術部長
- (7) 臨床検査科 健康管理科部長
- (8) 内科部長
- (9) 内科部長
- (10) 救急医療部長
- (11) 麻酔科医長
- (12) 整形外科部長
- (13) 小児科部長
- (14) 産婦人科部長
- (15) 泌尿器科医長
- (16) 外科部長
- (17) 外科部長
- (18) 技術部長
- (19) 統括副部長
- (20) 薬剤科長
- (21) 臨床検査科長
- (22) 放射線科長
- (23) 歯科口腔衛生技工科長
- (24) 栄養科長
- (25) 看護部長
- (26) 看護副部長

- (27) 病棟師長
- (28) 中央手術室師長
- (29) 外来師長
- (30) 透析室師長
- (31) 地域医療部長
- (32) 地域医療室長
- (33) 在宅支援室長
- (34) 医療安全管理室専門幹
- (35) 事務長
- (36) 総務課長
- (37) 医事政策課長
- (38) 診療録管理係長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から審査終了までとする。

(委員長)

第5条 委員長は会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者を出席させて意見を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成により決するものとする。ただし、職務上の理由で当日審査委員会に出席できない場合は、事前に書類を配布等したうえで、後日提出を求めることができる。この場合は、当該委員等を出席扱いにできるものとする。
- 4 委員長、委員その他の関係者は、審議の内容について、関係者以外の者に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。(地方公務員法34条)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医事政策課情報管理係が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和元年7月9日から施行する。